

# 市 会 議 案

平成30年11月定例会（平成30年11月21日提出）

名 古 屋 市



## 目 次

|              |  |     |
|--------------|--|-----|
| 平成30年第126号議案 | 名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について……………  | 1頁  |
| 平成30年第127号議案 | 職員の給与に関する条例の一部改正について……………                      | 7頁  |
| 平成30年第128号議案 | 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の制定について…………… | 35頁 |
| 平成30年第129号議案 | 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………    | 47頁 |
| 平成30年第137号議案 | 財産の取得について……………                                 | 57頁 |
| 平成30年第138号議案 | 財産の処分について……………                                 | 59頁 |
| 平成30年第139号議案 | 指定管理者の指定について……………                              | 61頁 |
| 平成30年第140号議案 | 指定管理者の指定について……………                              | 63頁 |
| 平成30年第141号議案 | 当せん金付証票の発売について……………                            | 65頁 |



平成30年第 126 号議案

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する  
条例の一部改正について

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部  
を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する  
条例の一部を改正する条例

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成  
19年名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラ  
の作成の公営に関する条例

第1条及び第2条中「名古屋市長」を「名古屋市議会の議員及び名古屋市長」  
に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における  
選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以

後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、公職選挙法の一部改正に伴い、名古屋市議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)  
(現 行)

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラ  
名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する  
の作成の公営に関する条例 (抜すい)  
条例

(目的)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」とい  
う。）第142条第11項の規定に基づき、名古屋市議会の議員及び名古屋市長  
の選挙における同条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）  
の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第2条 名古屋市議会の議員及び名古屋市長の選挙における候補者（以下「候  
補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料  
で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1  
項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により名古屋市に帰  
属することとならない場合に限る。

(参考 2)

## 参 照 条 文

公職選挙法（昭和25年法律第100号）抜すい 新旧対照 改正後  
改正前

（文書図画の頒布）

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運

動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書 並びに第1号

から第3号まで及び 第5号から第7号までに規定するピラのほかは、頒布することができない。この場合において、ピラについては、散布することができない。

(1) }  
{ (略)  
(4) }

(5) 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 3万5千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラ 7万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 4千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラ 8千枚

(6) }  
(7) } (略)

2 }  
{ (略)  
10 }

11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選

出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、  
公職の候補者の第1項第3号 から第6号まで、第5号及び第6号のビラの作成について、無  
料とすることができる。

12 } (略)  
13 }



職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の90」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」に、「100分の110」を「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の115」に、「100分の95」を「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」に改め、同条第4項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の425」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の425、12月に支給する場合においては1,000分の475」に、「1,000分の525」を「6月に支給する場合においては1,000分の525、12月に支給する場合においては1,000分の575」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,225、12月に支給する場合においては1,000分の1,375」を「支給する時期ごとの割合は、100分の130」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」を「100分の110」に、「6月に支給する場合においては1,000分の625、12月に支給する場合においては1,000分の775」を「100分の70」に改め、同条第4項中「1,000分の1,225」を「100分の130」に、「100分の65」と、「1,000分の1,375」とあるのは「100分の80」を「1,000分の725」に、「1,000分の1,025」を「100分の110」に、「100分の55」と、「1,000分の1,175」とあるのは「100分の70」を「1,000分の625」に改める。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の925」に、「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の115」を「1,000分の1,125」に、「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」を「1,000分の975」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の425、12月に支給する場合においては1,000分の475」を「支給する時期ごとの割合は、100分の45」に、「6月に支給する場合においては1,000分の525、12月に支給する場合においては1,000分の575」を「100分の55」に改める。

附則第19項第1号中「1,000分の298」を「1,000分の304」に改め、同項第2号中「100分の18」を「1,000分の186」に改め、同項第3号中「1,000分の115」を「1,000分の121」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第7項及び第9項から第12項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条

例」という。)の規定、附則第6項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。)の規定及び附則第8項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。)の規定は、平成30年12月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から平成31年3月31日までの間における再任用職員(職員の給与に関する条例第20条第3項に規定する特定管理職員に限る。)に対する改正後条例第20条の2第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、附則第6項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は附則第8項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「支給する時期ごとに100分の165」を「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170」に改める。

- 7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の775」を「100分の70」に、「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の

170」を「支給する時期ごとに1,000分の1,675」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

8 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1,000分の1,725」を「1,000分の1,775」に改める。

9 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1,000分の1,225」を「100分の130」に、「1,000分の1,575」と、「1,000分の1,375」とあるのは「1,000分の1,775」を「1,000分の1,675」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年名古屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の298」を「1,000分の304」に、「1,000分の236」を「1,000分の243」に、「100分の18」を「1,000分の186」に、「1,000分の113」を「100分の12」に、「1,000分の115」を「1,000分の121」に、「1,000分の46」を「1,000分の52」に改める。

11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年名古屋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

|   |         |         |   |         |         |
|---|---------|---------|---|---------|---------|
| 「 | 152,100 | 170,200 | 「 | 152,100 | 171,500 |
|   | 153,200 | 171,900 |   | 153,200 | 174,500 |
|   | 154,300 | 173,600 |   | 154,300 | 177,400 |
|   | 155,400 | 175,300 |   | 155,400 | 180,300 |
|   | 156,900 | 177,000 |   | 156,900 | 182,000 |
|   | 158,400 | 178,700 |   | 158,400 | 183,600 |
|   | 159,900 | 180,400 |   | 159,900 | 185,200 |
|   | 161,300 | 182,100 |   | 161,300 | 186,800 |
|   | 163,100 | 183,800 |   | 163,100 | 188,400 |
|   | 164,900 | 185,500 |   | 164,900 | 190,000 |
|   | 166,700 | 187,200 |   | 166,700 | 191,600 |

附則別表第 1 中

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 168,500 | 188,900 | 168,500 | 193,200 |
| 170,200 | 190,600 | 171,500 | 194,800 |
| 171,900 | 192,300 | 174,500 | 196,400 |
| 173,600 | 194,000 | 177,400 | 198,000 |
| 175,300 | 195,700 | 180,300 | 199,600 |
| 176,900 | 197,400 | 181,900 | 201,200 |
| 178,400 | 199,100 | 183,500 | 202,800 |
| 179,900 | 200,800 | 185,000 | 204,400 |
| 181,400 | 202,500 | 186,500 | 206,000 |
| 182,600 | 204,200 | 187,500 | 207,600 |
| 183,800 | 205,900 | 188,500 | 209,200 |
| 185,000 | 207,600 | 189,500 | 210,800 |
| 186,200 | 209,300 | 190,400 | 212,400 |
| 187,400 | 211,000 | 191,400 | 214,000 |
| 188,600 | 212,700 | 192,400 | 215,600 |
| 189,800 | 214,400 | 193,400 | 217,200 |
| 191,000 | 216,100 | 194,300 | 218,800 |
| 192,200 | 217,800 | 195,300 | 220,400 |
| 193,400 | 219,500 | 196,300 | 222,000 |
| 194,600 | 221,200 | 197,300 | 223,600 |
| 195,800 | 222,900 | 198,200 | 225,200 |
| 197,000 | 224,600 | 199,200 | 226,800 |
| 198,200 | 226,300 | 200,200 | 228,400 |
| 199,400 | 228,000 | 201,200 | 230,000 |
| 200,500 | 229,700 | 202,100 | 231,600 |
| 201,700 | 231,400 | 203,100 | 233,200 |

を

に

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 202,900 | 233,100 | 204,100 | 234,800 |
| 204,000 | 234,800 | 205,100 | 236,400 |
| 205,100 | 236,500 | 206,000 | 238,000 |
| 206,200 | 238,200 | 207,000 | 239,600 |
| 207,300 | 239,900 | 208,000 | 241,200 |
| 208,300 | 241,600 | 208,900 | 242,800 |
| 209,300 | 243,300 | 209,800 | 244,400 |
| 210,400 | 245,100 | 210,800 | 246,000 |
| 211,400 | 246,800 | 211,800 | 247,600 |
| 212,400 | 248,500 | 212,700 | 249,200 |
| 213,400 | 250,200 | 213,600 | 250,800 |
| 214,400 | 251,900 | 214,600 | 252,400 |
| 215,400 | 253,600 | 215,600 | 254,000 |
| 216,400 | 255,300 | 216,500 | 255,600 |
| 217,400 | 257,000 | 217,400 | 257,200 |
| 218,300 | 258,700 | 218,300 | 258,800 |
| 219,100 | 260,300 | 219,100 | 260,400 |
| 219,900 | 261,900 | 219,900 | 262,000 |

改める。

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 156,900 | 170,200 | 156,900 | 171,500 |
| 158,400 | 171,900 | 158,400 | 174,500 |
| 159,900 | 173,600 | 159,900 | 177,400 |
| 161,300 | 175,300 | 161,300 | 180,300 |
| 163,100 | 177,000 | 163,100 | 182,000 |
| 164,900 | 178,700 | 164,900 | 183,600 |

附則別表第 2 中

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 166, 700 | 180, 400 | 166, 700 | 185, 200 |
| 168, 500 | 182, 100 | 168, 500 | 186, 800 |
| 170, 200 | 183, 800 | 171, 500 | 188, 400 |
| 171, 900 | 185, 500 | 174, 500 | 190, 000 |
| 173, 600 | 187, 200 | 177, 400 | 191, 600 |
| 175, 300 | 188, 900 | 180, 300 | 193, 200 |
| 176, 900 | 190, 600 | 181, 900 | 194, 800 |
| 178, 400 | 192, 300 | 183, 500 | 196, 400 |
| 179, 900 | 194, 000 | 185, 000 | 198, 000 |
| 181, 400 | 195, 700 | 186, 500 | 199, 600 |
| 182, 600 | 197, 400 | 187, 500 | 201, 200 |
| 183, 800 | 199, 100 | 188, 500 | 202, 800 |
| 185, 000 | 200, 800 | 189, 500 | 204, 400 |
| 186, 200 | 202, 500 | 190, 400 | 206, 000 |
| 187, 400 | 204, 200 | 191, 400 | 207, 600 |
| 188, 600 | 205, 900 | 192, 400 | 209, 200 |
| 189, 800 | 207, 600 | 193, 400 | 210, 800 |
| 191, 000 | 209, 300 | 194, 300 | 212, 400 |
| 192, 200 | 211, 000 | 195, 300 | 214, 000 |
| 193, 400 | 212, 700 | 196, 300 | 215, 600 |
| 194, 600 | 214, 400 | 197, 300 | 217, 200 |
| 195, 800 | 216, 100 | 198, 200 | 218, 800 |
| 197, 000 | 217, 800 | 199, 200 | 220, 400 |
| 198, 200 | 219, 500 | 200, 200 | 222, 000 |
| 199, 400 | 221, 200 | 201, 200 | 223, 600 |
| 200, 500 | 222, 900 | 202, 100 | 225, 200 |

を

に

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 201,700 | 224,600 | 203,100 | 226,800 |
| 202,900 | 226,300 | 204,100 | 228,400 |
| 204,000 | 228,000 | 205,100 | 230,000 |
| 205,100 | 229,700 | 206,000 | 231,600 |
| 206,200 | 231,400 | 207,000 | 233,200 |
| 207,300 | 233,100 | 208,000 | 234,800 |
| 208,300 | 234,800 | 208,900 | 236,400 |
| 209,300 | 236,500 | 209,800 | 238,000 |
| 210,400 | 238,200 | 210,800 | 239,600 |
| 211,400 | 239,900 | 211,800 | 241,200 |
| 212,400 | 241,600 | 212,700 | 242,800 |
| 213,400 | 243,300 | 213,600 | 244,400 |
| 214,400 | 245,100 | 214,600 | 246,000 |
| 215,400 | 246,800 | 215,600 | 247,600 |
| 216,400 | 248,500 | 216,500 | 249,200 |
| 217,400 | 250,200 | 217,400 | 250,800 |
| 218,300 | 251,900 | 218,300 | 252,400 |
| 219,100 | 253,600 | 219,100 | 254,000 |
| 219,900 | 255,300 | 219,900 | 255,600 |
| 220,700 | 257,000 | 220,700 | 257,200 |
| 221,500 | 258,700 | 221,500 | 258,800 |
| 222,300 | 260,300 | 222,300 | 260,400 |
| 223,100 | 261,900 | 223,100 | 262,000 |

改める。

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 152,100 | 170,200 | 152,100 | 171,500 |
|---------|---------|---------|---------|

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 153, 200 | 171, 900 | 153, 200 | 174, 500 |
| 154, 300 | 173, 600 | 154, 300 | 177, 400 |
| 155, 400 | 175, 300 | 155, 400 | 180, 300 |
| 156, 900 | 177, 000 | 156, 900 | 182, 000 |
| 158, 400 | 178, 700 | 158, 400 | 183, 600 |
| 159, 900 | 180, 400 | 159, 900 | 185, 200 |
| 161, 300 | 182, 100 | 161, 300 | 186, 800 |
| 163, 100 | 183, 800 | 163, 100 | 188, 400 |
| 164, 900 | 185, 500 | 164, 900 | 190, 000 |
| 166, 700 | 187, 200 | 166, 700 | 191, 600 |
| 168, 500 | 188, 900 | 168, 500 | 193, 200 |
| 170, 200 | 190, 600 | 171, 500 | 194, 800 |
| 171, 900 | 192, 300 | 174, 500 | 196, 400 |
| 173, 600 | 194, 000 | 177, 400 | 198, 000 |
| 175, 300 | 195, 700 | 180, 300 | 199, 600 |
| 176, 900 | 197, 400 | 181, 900 | 201, 200 |
| 178, 400 | 199, 100 | 183, 500 | 202, 800 |
| 179, 900 | 200, 800 | 185, 000 | 204, 400 |
| 181, 400 | 202, 500 | 186, 500 | 206, 000 |
| 182, 600 | 204, 200 | 187, 500 | 207, 600 |
| 183, 800 | 205, 900 | 188, 500 | 209, 200 |
| 185, 000 | 207, 600 | 189, 500 | 210, 800 |
| 186, 200 | 209, 300 | 190, 400 | 212, 400 |
| 187, 400 | 211, 000 | 191, 400 | 214, 000 |
| 188, 600 | 212, 700 | 192, 400 | 215, 600 |
| 189, 800 | 214, 400 | 193, 400 | 217, 200 |

附則別表第 6 中

を

に

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 191, 000 | 216, 100 | 194, 300 | 218, 800 |
| 192, 200 | 217, 800 | 195, 300 | 220, 400 |
| 193, 400 | 219, 500 | 196, 300 | 222, 000 |
| 194, 600 | 221, 200 | 197, 300 | 223, 600 |
| 195, 800 | 222, 900 | 198, 200 | 225, 200 |
| 197, 000 | 224, 600 | 199, 200 | 226, 800 |
| 198, 200 | 226, 300 | 200, 200 | 228, 400 |
| 199, 400 | 228, 000 | 201, 200 | 230, 000 |
| 200, 500 | 229, 700 | 202, 100 | 231, 600 |
| 201, 700 | 231, 400 | 203, 100 | 233, 200 |
| 202, 900 | 233, 100 | 204, 100 | 234, 800 |
| 204, 000 | 234, 800 | 205, 100 | 236, 400 |
| 205, 100 | 236, 500 | 206, 000 | 238, 000 |
| 206, 200 | 238, 200 | 207, 000 | 239, 600 |
| 207, 300 | 239, 900 | 208, 000 | 241, 200 |
| 208, 300 | 241, 600 | 208, 900 | 242, 800 |
| 209, 300 | 243, 300 | 209, 800 | 244, 400 |
| 210, 400 | 245, 100 | 210, 800 | 246, 000 |
| 211, 400 | 246, 800 | 211, 800 | 247, 600 |
| 212, 400 | 248, 500 | 212, 700 | 249, 200 |
| 213, 400 | 250, 200 | 213, 600 | 250, 800 |
| 214, 400 | 251, 900 | 214, 600 | 252, 400 |
| 215, 400 | 253, 600 | 215, 600 | 254, 000 |
| 216, 400 | 255, 300 | 216, 500 | 255, 600 |
| 217, 400 | 257, 000 | 217, 400 | 257, 200 |
| 218, 300 | 258, 700 | 218, 300 | 258, 800 |
| 219, 100 | 260, 300 | 219, 100 | 260, 400 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 219,900 | 261,900 | 219,900 | 262,000 |
|---------|---------|---------|---------|

改める。

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 163,100 | 170,200 | 163,100 | 171,500 |
| 164,900 | 171,900 | 164,900 | 174,500 |
| 166,700 | 173,600 | 166,700 | 177,400 |
| 168,500 | 175,300 | 168,500 | 180,300 |
| 170,200 | 177,000 | 171,500 | 182,000 |
| 171,900 | 178,700 | 174,500 | 183,600 |
| 173,600 | 180,400 | 177,400 | 185,200 |
| 175,300 | 182,100 | 180,300 | 186,800 |
| 176,900 | 183,800 | 181,900 | 188,400 |
| 178,400 | 185,500 | 183,500 | 190,000 |
| 179,900 | 187,200 | 185,000 | 191,600 |
| 181,400 | 188,900 | 186,500 | 193,200 |
| 182,600 | 190,600 | 187,500 | 194,800 |
| 183,800 | 192,300 | 188,500 | 196,400 |
| 185,000 | 194,000 | 189,500 | 198,000 |
| 186,200 | 195,700 | 190,400 | 199,600 |
| 187,400 | 197,400 | 191,400 | 201,200 |
| 188,600 | 199,100 | 192,400 | 202,800 |
| 189,800 | 200,800 | 193,400 | 204,400 |
| 191,000 | 202,500 | 194,300 | 206,000 |
| 192,200 | 204,200 | 195,300 | 207,600 |
| 193,400 | 205,900 | 196,300 | 209,200 |
| 194,600 | 207,600 | 197,300 | 210,800 |

附則別表第7中

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 195,800 | 209,300 | 198,200 | 212,400 |
| 197,000 | 211,000 | 199,200 | 214,000 |
| 198,200 | 212,700 | 200,200 | 215,600 |
| 199,400 | 214,400 | 201,200 | 217,200 |
| 200,500 | 216,100 | 202,100 | 218,800 |
| 201,700 | 217,800 | 203,100 | 220,400 |
| 202,900 | 219,500 | 204,100 | 222,000 |
| 204,000 | 221,200 | 205,100 | 223,600 |
| 205,100 | 222,900 | 206,000 | 225,200 |
| 206,200 | 224,600 | 207,000 | 226,800 |
| 207,300 | 226,300 | 208,000 | 228,400 |
| 208,300 | 228,000 | 208,900 | 230,000 |
| 209,300 | 229,700 | 209,800 | 231,600 |
| 210,400 | 231,400 | 210,800 | 233,200 |
| 211,400 | 233,100 | 211,800 | 234,800 |
| 212,400 | 234,800 | 212,700 | 236,400 |
| 213,400 | 236,500 | 213,600 | 238,000 |
| 214,400 | 238,200 | 214,600 | 239,600 |
| 215,400 | 239,900 | 215,600 | 241,200 |
| 216,400 | 241,600 | 216,500 | 242,800 |
| 217,400 | 243,300 | 217,400 | 244,400 |
| 218,300 | 245,100 | 218,300 | 246,000 |
| 219,100 | 246,800 | 219,100 | 247,600 |
| 219,900 | 248,500 | 219,900 | 249,200 |
| 220,700 | 250,200 | 220,700 | 250,800 |
| 221,500 | 251,900 | 221,500 | 252,400 |
| 222,300 | 253,600 | 222,300 | 254,000 |

を

に

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 223, 100 | 255, 300 | 223, 100 | 255, 600 |
| 223, 900 | 257, 000 | 223, 900 | 257, 200 |
| 224, 700 | 258, 700 | 224, 700 | 258, 800 |
| 225, 500 | 260, 300 | 225, 500 | 260, 400 |
| 226, 300 | 261, 900 | 226, 300 | 262, 000 |

改める。

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 147, 700 | 170, 200 | 147, 700 | 171, 500 |
| 148, 800 | 171, 900 | 148, 800 | 174, 500 |
| 149, 900 | 173, 600 | 149, 900 | 177, 400 |
| 150, 900 | 175, 300 | 150, 900 | 180, 300 |
| 152, 100 | 177, 000 | 152, 100 | 182, 000 |
| 153, 200 | 178, 700 | 153, 200 | 183, 600 |
| 154, 300 | 180, 400 | 154, 300 | 185, 200 |
| 155, 400 | 182, 100 | 155, 400 | 186, 800 |
| 156, 900 | 183, 800 | 156, 900 | 188, 400 |
| 158, 400 | 185, 500 | 158, 400 | 190, 000 |
| 159, 900 | 187, 200 | 159, 900 | 191, 600 |
| 161, 300 | 188, 900 | 161, 300 | 193, 200 |
| 163, 100 | 190, 600 | 163, 100 | 194, 800 |
| 164, 900 | 192, 300 | 164, 900 | 196, 400 |
| 166, 700 | 194, 000 | 166, 700 | 198, 000 |
| 168, 500 | 195, 700 | 168, 500 | 199, 600 |
| 170, 200 | 197, 400 | 171, 500 | 201, 200 |
| 171, 900 | 199, 100 | 174, 500 | 202, 800 |
| 173, 600 | 200, 800 | 177, 400 | 204, 400 |

附則別表第9中

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 175,300 | 202,500 | 180,300 | 206,000 |
| 176,900 | 204,200 | 181,900 | 207,600 |
| 178,400 | 205,900 | 183,500 | 209,200 |
| 179,900 | 207,600 | 185,000 | 210,800 |
| 181,400 | 209,300 | 186,500 | 212,400 |
| 182,600 | 211,000 | 187,500 | 214,000 |
| 183,800 | 212,700 | 188,500 | 215,600 |
| 185,000 | 214,400 | 189,500 | 217,200 |
| 186,200 | 216,100 | 190,400 | 218,800 |
| 187,400 | 217,800 | 191,400 | 220,400 |
| 188,600 | 219,500 | 192,400 | 222,000 |
| 189,800 | 221,200 | 193,400 | 223,600 |
| 191,000 | 222,900 | 194,300 | 225,200 |
| 192,200 | 224,600 | 195,300 | 226,800 |
| 193,400 | 226,300 | 196,300 | 228,400 |
| 194,600 | 228,000 | 197,300 | 230,000 |
| 195,800 | 229,700 | 198,200 | 231,600 |
| 197,000 | 231,400 | 199,200 | 233,200 |
| 198,200 | 233,100 | 200,200 | 234,800 |
| 199,400 | 234,800 | 201,200 | 236,400 |
| 200,500 | 236,500 | 202,100 | 238,000 |
| 201,700 | 238,200 | 203,100 | 239,600 |
| 202,900 | 239,900 | 204,100 | 241,200 |
| 204,000 | 241,600 | 205,100 | 242,800 |
| 205,100 | 243,300 | 206,000 | 244,400 |
| 206,200 | 245,100 | 207,000 | 246,000 |
| 207,300 | 246,800 | 208,000 | 247,600 |

を

に

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 208,300 | 248,500 | 208,900 | 249,200 |
| 209,300 | 250,200 | 209,800 | 250,800 |
| 210,400 | 251,900 | 210,800 | 252,400 |
| 211,400 | 253,600 | 211,800 | 254,000 |
| 212,400 | 255,300 | 212,700 | 255,600 |
| 213,400 | 257,000 | 213,600 | 257,200 |
| 214,400 | 258,700 | 214,600 | 258,800 |
| 215,400 | 260,300 | 215,600 | 260,400 |
| 216,400 | 261,900 | 216,500 | 262,000 |

改める。

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 152,800 | 171,100 | 152,800 | 172,300 |
| 154,000 | 172,800 | 154,000 | 175,300 |
| 155,100 | 174,500 | 155,100 | 178,300 |
| 156,200 | 176,200 | 156,200 | 181,200 |
| 157,700 | 177,900 | 157,700 | 182,900 |
| 159,200 | 179,600 | 159,200 | 184,500 |
| 160,700 | 181,300 | 160,700 | 186,100 |
| 162,100 | 183,000 | 162,100 | 187,700 |
| 163,900 | 184,700 | 163,900 | 189,300 |
| 165,700 | 186,400 | 165,700 | 190,900 |
| 167,500 | 188,100 | 167,500 | 192,500 |
| 169,300 | 189,800 | 169,300 | 194,100 |
| 171,100 | 191,500 | 172,300 | 195,700 |

附則別表第2中

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 172,800 | 193,200 | 175,300 | 197,300 |
| 174,500 | 194,900 | 178,300 | 198,900 |
| 176,200 | 196,600 | 181,200 | 200,500 |
| 177,800 | 198,400 | 182,800 | 202,200 |
| 179,300 | 200,100 | 184,400 | 203,800 |
| 180,800 | 201,800 | 185,900 | 205,400 |
| 182,300 | 203,500 | 187,400 | 207,000 |
| 183,500 | 205,300 | 188,400 | 208,700 |
| 184,700 | 207,000 | 189,400 | 210,300 |
| 185,900 | 208,700 | 190,400 | 211,900 |
| 187,100 | 210,400 | 191,300 | 213,500 |
| 188,300 | 212,100 | 192,300 | 215,100 |
| 189,500 | 213,800 | 193,300 | 216,700 |
| 190,700 | 215,500 | 194,300 | 218,300 |
| 191,900 | 217,200 | 195,200 | 219,900 |
| 193,100 | 218,900 | 196,200 | 221,500 |
| 194,300 | 220,600 | 197,200 | 223,100 |
| 195,500 | 222,300 | 198,200 | 224,700 |
| 196,700 | 224,000 | 199,100 | 226,300 |
| 197,900 | 225,800 | 200,100 | 228,000 |
| 199,100 | 227,500 | 201,100 | 229,600 |
| 200,300 | 229,200 | 202,100 | 231,200 |
| 201,500 | 230,900 | 203,100 | 232,800 |
| 202,700 | 232,600 | 204,100 | 234,400 |
| 203,900 | 234,300 | 205,100 | 236,000 |
| 205,100 | 236,000 | 206,100 | 237,600 |

を

に

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 206, 200 | 237, 700 | 207, 100 | 239, 200 |
| 207, 300 | 239, 400 | 208, 100 | 240, 800 |
| 208, 400 | 241, 100 | 209, 100 | 242, 400 |
| 209, 400 | 242, 800 | 210, 000 | 244, 000 |
| 210, 400 | 244, 500 | 210, 900 | 245, 600 |
| 211, 500 | 246, 300 | 211, 900 | 247, 200 |
| 212, 500 | 248, 000 | 212, 900 | 248, 800 |
| 213, 500 | 249, 700 | 213, 800 | 250, 400 |
| 214, 500 | 251, 400 | 214, 700 | 252, 000 |
| 215, 500 | 253, 200 | 215, 700 | 253, 700 |
| 216, 500 | 255, 000 | 216, 700 | 255, 400 |
| 217, 500 | 256, 700 | 217, 600 | 257, 000 |
| 218, 500 | 258, 400 | 218, 500 | 258, 600 |
| 219, 400 | 260, 100 | 219, 400 | 260, 200 |
| 220, 200 | 261, 700 | 220, 200 | 261, 800 |
| 221, 000 | 263, 300 | 221, 000 | 263, 400 |

改める。

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 152, 800 | 171, 100 | 152, 800 | 172, 300 |
| 154, 000 | 172, 800 | 154, 000 | 175, 300 |
| 155, 100 | 174, 500 | 155, 100 | 178, 300 |
| 156, 200 | 176, 200 | 156, 200 | 181, 200 |
| 157, 700 | 177, 900 | 157, 700 | 182, 900 |
| 159, 200 | 179, 600 | 159, 200 | 184, 500 |
| 160, 700 | 181, 300 | 160, 700 | 186, 100 |
| 162, 100 | 183, 000 | 162, 100 | 187, 700 |

附則別表第5中

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 163,900 | 184,700 | 163,900 | 189,300 |
| 165,700 | 186,400 | 165,700 | 190,900 |
| 167,500 | 188,100 | 167,500 | 192,500 |
| 169,300 | 189,800 | 169,300 | 194,100 |
| 171,100 | 191,500 | 172,300 | 195,700 |
| 172,800 | 193,200 | 175,300 | 197,300 |
| 174,500 | 194,900 | 178,300 | 198,900 |
| 176,200 | 196,600 | 181,200 | 200,500 |
| 177,800 | 198,400 | 182,800 | 202,200 |
| 179,300 | 200,100 | 184,400 | 203,800 |
| 180,800 | 201,800 | 185,900 | 205,400 |
| 182,300 | 203,500 | 187,400 | 207,000 |
| 183,500 | 205,300 | 188,400 | 208,700 |
| 184,700 | 207,000 | 189,400 | 210,300 |
| 185,900 | 208,700 | 190,400 | 211,900 |
| 187,100 | 210,400 | 191,300 | 213,500 |
| 188,300 | 212,100 | 192,300 | 215,100 |
| 189,500 | 213,800 | 193,300 | 216,700 |
| 190,700 | 215,500 | 194,300 | 218,300 |
| 191,900 | 217,200 | 195,200 | 219,900 |
| 193,100 | 218,900 | 196,200 | 221,500 |
| 194,300 | 220,600 | 197,200 | 223,100 |
| 195,500 | 222,300 | 198,200 | 224,700 |
| 196,700 | 224,000 | 199,100 | 226,300 |
| 197,900 | 225,800 | 200,100 | 228,000 |
| 199,100 | 227,500 | 201,100 | 229,600 |
| 200,300 | 229,200 | 202,100 | 231,200 |

を

に

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 201,500 | 230,900 | 203,100 | 232,800 |
| 202,700 | 232,600 | 204,100 | 234,400 |
| 203,900 | 234,300 | 205,100 | 236,000 |
| 205,100 | 236,000 | 206,100 | 237,600 |
| 206,200 | 237,700 | 207,100 | 239,200 |
| 207,300 | 239,400 | 208,100 | 240,800 |
| 208,400 | 241,100 | 209,100 | 242,400 |
| 209,400 | 242,800 | 210,000 | 244,000 |
| 210,400 | 244,500 | 210,900 | 245,600 |
| 211,500 | 246,300 | 211,900 | 247,200 |
| 212,500 | 248,000 | 212,900 | 248,800 |
| 213,500 | 249,700 | 213,800 | 250,400 |
| 214,500 | 251,400 | 214,700 | 252,000 |
| 215,500 | 253,200 | 215,700 | 253,700 |
| 216,500 | 255,000 | 216,700 | 255,400 |
| 217,500 | 256,700 | 217,600 | 257,000 |
| 218,500 | 258,400 | 218,500 | 258,600 |
| 219,400 | 260,100 | 219,400 | 260,200 |
| 220,200 | 261,700 | 220,200 | 261,800 |
| 221,000 | 263,300 | 221,000 | 263,400 |

改める。

(理由)

この案を提出したのは、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定等を行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (  $\frac{\text{改 正 案}}{\text{改 正 案 前}}$  )

1 職員の給与に関する条例（抜すい（第1条に係る部分に限る。））

（勤勉手当）

第20条の2 （略）

2 （略）

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乘じる  $\frac{\text{6月に支給する時期ごとの}}{\text{100分の90}}$  割合は、 $\frac{\text{6月に支給する場合においては}}{\text{100分の95}}$ 、12月に支給する場合においては  $\frac{\text{100分の110}}{\text{100分の115}}$ 、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては  $\frac{\text{6月に支給する場合においては}}{\text{100分の100}}$ 、12月に支給する場合においては  $\frac{\text{100分の100}}{\text{100分の100}}$ （特定管理職員にあっては  $\frac{\text{6月に支給する場合においては}}{\text{100分の110}}$ ）とする。

4 第2項第2号の勤勉手当基礎額に乘じる  $\frac{\text{6月に支給する時期ごとの}}{\text{1,000分の425}}$  割合は、 $\frac{\text{6月に支給する場合においては}}{\text{1,000分の475}}$ 、12月に支給する場合においては  $\frac{\text{1,000分の425}}{\text{1,000分の525}}$ （特定管理職員にあっては、 $\frac{\text{6月に支給する場合においては}}{\text{1,000分の575}}$ 、12月に支給する場合においては  $\frac{\text{1,000分の525}}{\text{1,000分の575}}$ ）とする。

5 } (略)  
6 }

2 職員の給与に関する条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（期末手当）

第20条（略）

2（略）

3 前項の期末手当基礎額に乘じる  $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{\text{割合は、}} \frac{100 \text{ 分の } 130}{6 \text{ 月に支給す}}$

る場合においては 1,000 分の 1,225、12月に支給する場合においては 1,000

（市長の定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理  
分の 1,375

職員」という。）にあっては  $\frac{100 \text{ 分の } 110}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 1,000 \text{ 分の}}$

、指定職給料表の  
1,025、12月に支給する場合においては 1,000 分の 1,175

適用を受ける職員にあっては  $\frac{100 \text{ 分の } 70}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 1,000 \text{ 分の}}$

）とする。  
625、12月に支給する場合においては 1,000 分の 775

4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{100 \text{ 分の}}{1,000 \text{ 分}}$

」とあるのは「1,000 分の 725」  
の 1,225 「100 分の 65」と、「1,000 分の 1,375」とあるのは

と、「 $\frac{100 \text{ 分の } 110}{1,000 \text{ 分の } 1,025}$ 」とあるのは「1,000 分の 625」  
「100 分の 80」と、「 $\frac{100 \text{ 分の } 110}{1,000 \text{ 分の } 1,025}$ 」とあるのは「100 分の 55」と、「

）とする。  
1,000 分の 1,175」とあるのは「100 分の 70」

5 }  
6 } (略)  
7 }

（勤勉手当）

第20条の2（略）

2（略）

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乘じる  $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{\text{6月に}}$  割合は、 $\frac{1,000}{6}$  月に

分の925

支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分

$\frac{1,000 \text{ 分の } 1,125}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 100 \text{ 分の } 95}$  (特定管理職員にあっては

、指定職給料表の適用を110、12月に支給する場合においては100分の115

受ける職員にあっては  $\frac{1,000 \text{ 分の } 975}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 100 \text{ 分の } 95}$ 、12月に支

給する場合においては100分の100)とする。

4 第2項第2号の勤勉手当基礎額に乘じる  $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{\text{6月に}}$  割合は、 $\frac{100}{6}$  月に

分の45

に支給する場合においては1,000分の425、12月に支給する場合においては

$\frac{100 \text{ 分の } 55}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 1,000 \text{ 分の } 475}$  (特定管理職員にあっては、

1,000分の525、12月に支給する場合においては1,000分の575)とする。

5 } (略)  
6 }

## 附 則

19 再任用職員の給料月額は、第5条、第6条及び別表第7の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、第5条、第6条及び別表第7の規定により定められる額とする。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 再任用職員でその職務の級が 9 級であるもの | $\frac{1,000 \text{ 分の } 304}{1,000 \text{ 分の } 298}$ |
| (2) 再任用職員でその職務の級が 8 級であるもの | $\frac{1,000 \text{ 分の } 186}{100 \text{ 分の } 18}$    |
| (3) 再任用職員でその職務の級が 7 級であるもの | $\frac{1,000 \text{ 分の } 121}{1,000 \text{ 分の } 115}$ |

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第 6 項に係る部分に限る。））

（給与条例の適用除外等）

第 6 条 （略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 3 項、第 21 条の 2 及び第 22 条の 2 の規定の適用については、第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 3 号。以下「任期付職員条例」という。）第 5 条の規定」と、第 4 条第 1 項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第 19 条の 2 第 1 項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第 20 条第 3 項中「ある職員」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「1,000 分の 775」とあるのは「1,000 分の 775、特定任期付職員にあっては  $\frac{6 \text{ 月に支給}}{\text{支給する時}}$  支給する場合においては  $\frac{100 \text{ 分の } 165}{100 \text{ 分の } 165}$ 、12 月に支給する場合においては 100 分の 170」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「1,000 分の 170」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、

「と、第 21 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員

条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第7項に係る部分に限る。））

（給与条例の適用除外等）

#### 第6条（略）

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職員」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、

「 $\frac{100 \text{ 分の } 70}{1,000 \text{ 分の } 775}$ 」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 70}{1,000 \text{ 分の } 775}$ 、特定任期付職員にあっては $\frac{100 \text{ 分の } 70}{6 \text{ 月に支給する時}}$ 支給する時期ごとに1,000分の1,675

する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の

——」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員

170  
条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付

職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

- 5 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第8項に係る部分に限る。））

（手当）

第3条（略）

- 2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。）に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「1,000分の1,225」とあるのは「1,000分の1,575」と、「1,000分の1,375」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 1,775}{1,000 \text{ 分の } 1,725}$ 」と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

- 3 } (略)  
4 }

- 6 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第9項に係る部分に限る。））

（手当）

第3条（略）

- 2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の

適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。) に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中

「 $\frac{100 \text{ 分の } 130}{1,000 \text{ 分の } 1,225}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 1,675}{1,000 \text{ 分の } 1,575}$ 」と、「1,000 分の

\_\_\_\_\_と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 }  
4 } (略)

7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）抜すい

#### 附 則

（経過措置）

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）第5条第1項第2号及び附則第19項の規定の適用については、改正後条例第5条第1項第2号中「別表第7」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）附則別表」と、改正後条例附

則第19項第1号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 304}{1,000 \text{ 分の } 298}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 243}{1,000 \text{ 分の } 236}$ 」と、同

項第2号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 186}{100 \text{ 分の } 18}$ 」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 12}{1,000 \text{ 分の } 113}$ 」と、同項第3

号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 121}{1,000 \text{ 分の } 115}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 52}{1,000 \text{ 分の } 46}$ 」とする。



平成30年第 128 号議案

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解  
消推進条例の制定について

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例  
を次のとおり定めるものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解  
消推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 障害を理由とする差別の禁止（第 8 条—第12条）

第 3 章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条—第19条）

第 4 章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条—第26  
条）

附則

誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。

近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の

解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。

こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。

それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。

このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は

社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。
- (4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。

- (1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。
- (4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであ

ってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。  
(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。

(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(事前的改善措置)

第7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条及び第11条において同じ。）及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

### (市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。

(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い

ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。

イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。

(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い

ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。

(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

- (6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い
- ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(市が行う合理的配慮の提供)

第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

(事業者が行う合理的配慮の提供)

第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。

2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

(市及び事業者の判断に係る内容の説明)

第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

### 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

(相談)

第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口を設置する。

2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。

3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。

(1) 説明又は助言

(2) 差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。）

(3) 関係行政機関に対する通報その他通知

4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。

5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。

(名古屋市障害者差別解消調整委員会)

第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。

3 委員会は、委員 6人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の 5に規定する紛争については適用しない。

(助言又はあっせんの申立てに係る調査)

第16条 市長は、前条第 1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。

2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第17条 市長は、委員会に対し、前条第 1項本文の調査の結果（同項ただし書

の場合にあっては、その調査の結果)を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。

3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。

(措置の求め)

第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者

(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者

(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

(勧告等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者

(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者

(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、そ

の旨を公表することができる。

#### 第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)

第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。

##### (教育上の支援)

第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

##### (手話言語の普及)

第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。

##### (意思疎通手段の利用の促進)

第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

##### (災害時の支援)

第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。

##### (名古屋市障害者差別解消支援会議)

第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。

##### (委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後 3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(理 由)

この案を提出したのは、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関し基本となる事項を定める必要があるによる。



平成30年第129号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）

を設ける部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。）の床面積

第4条第4項中「第7号」を「第8号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

第13条第3項第1号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同項第2号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「及び貯

水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同項第 3 号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出したのは、建築基準法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 ( 改正案 / 現 行 )

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例  
(抜すい)

(建築物の容積率の最高限度)

第4条 (略)

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分の床面積は算入しない。

(1) (略)

(2) エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅 若しくは老人ホーム等 の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積

(3) }  
{ (略)  
(7) }

(8) 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)) の一時保管のための荷受箱をいう。)

を設ける部分 (以下「宅配ボックス設置部分」という。)) の床面積

3 (略)

4 第2項第3号から 第8号 までの規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和) に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) |

5 } (略)  
(5) }

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 (略)

2 (略)

3 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅<sup>又は老人ホーム等</sup>の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分<sup>又は貯水槽設置部分</sup><sup>又は宅配ボックス設置部分</sup>となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅<sup>又は老人ホーム等</sup>の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分<sup>及び貯水槽設置部分</sup><sup>及び宅配ボックス設置部分</sup>以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計<sup>又は貯水槽設置部分</sup><sup>の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分</sup>の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第4条第4項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増

築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること。

4 }  
5 } (略)  
6 }

(参考 2)

参 照 条 文

1 建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい 新旧対照  $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(容積率)

第52条 (略)

2 }  
5 } (略)

6 第1項、第2項、次項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5、第68条の5の2、第68条の5の3第1項、第68条の5の4（第1号口を除く。）、第68条の5の5第1項第1号口、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅 若しくは老人ホーム等 の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

7 }  
5 } (略)

2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抜すい 新旧対照  $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(面積、高さ等の算定方法)

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) }  
{ (略)  
(3) }

(4) 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第1項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

イ }  
{ (略)  
ホ }

ヘ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第3項第6号及び第137条の8において「宅配ボックス設置部分」という。）

(5) }  
{ (略)  
(8) }

2 (略)

3 第1項第4号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) }  
{ (略)  
(5) }

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

4 (略)

(容積率関係)

第137条の8 法第3条第2項の規定により法第52条第1項、第2項若しくは第7項又は法第60条第1項(建築物の高さに係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分(当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅<sup>又は老人ホーム等</sup>(法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。))<sup>の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。)</sup>、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分<sup>貯水槽設置部分</sup><sup>又は</sup><sup>又は宅配ボックス設置部分</sup>となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅<sup>又は老人ホーム等</sup><sup>の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分</sup><sup>及び</sup><sup>貯水槽設置部分</sup><sup>及び宅配ボックス設置部分</sup>以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計<sup>貯水槽設置部分</sup><sup>又は</sup><sup>の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分</sup>の床面積の合計(以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。)が、第2条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当

該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計)を超えないものであること。



平成30年第 137 号議案

財産の取得について

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）における公園用施設として、下記のとおり、特定公園施設を買い入れるものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 特定公園施設 1 式
- 2 買入金額 2, 639, 800, 000円
- 3 買入れの相手方 東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号  
三井不動産株式会社  
代表取締役社長 菰 田 正 信

（理 由）

この案を提出したのは、久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）に設置する特定公園施設を取得する必要があるによる。



平成30年第 138 号議案

財産の処分について

下記のとおり、土地を売り払うものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

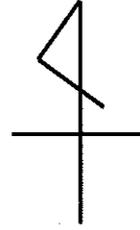
記

- 1 財産の表示 土地  
愛知県知多郡武豊町字下山ノ田64番 275 始め 2 筆  
雑種地 141,424.87平方メートル
- 2 売払金額 236,000,000円
- 3 売払いの相手方 愛知県知多郡美浜町大字豊丘字樹木 104 番地37  
株式会社フラゴラ  
代表取締役 石 川 雅 巳

(理 由)

この案を提出したのは、公的利用の見込みがないと判断したことに伴い、土地を処分する必要があるによる。

(参 考)



売払予定地

平成30年第 139 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称        | 指定の相手方  |
|--------------|---|
| 名古屋市池下駐車場    | 名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 34 号<br>株式会社リテールバックオフィスサポート<br>代表取締役社長 林 英 利 |
| 名古屋市吹上中央帯駐車場 | 名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号<br>吹上駐車場管理運営共同体<br>代表者 壺 谷 幸 也           |
| 名古屋市大曾根駐車場   | 名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号<br>株式会社日本メカトロニクス<br>代表取締役 山 口 正 孝       |
| 名古屋市吹上駐車場    | 名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号<br>吹上駐車場管理運営共同体<br>代表者 壺 谷 幸 也           |

2 指定の期間 平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



平成30年第 140 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年11月21日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

| 施設の名称            | 指定の相手方                                       |
|------------------|--|
| 名古屋市岩塚コミュニティセンター | 名古屋市中村区岩塚町3丁目192番地<br>岩塚学区連絡協議会<br>会長 近藤 暢 宏 |
| 名古屋市松原コミュニティセンター | 名古屋市中区松原二丁目22番24号<br>松原学区連絡協議会<br>会長 今枝 道 政  |

2 指定の期間 各施設の供用開始日から平成40年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



平成30年第 141 号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第 144 号）により、平成31年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

平成30年11月21日提出

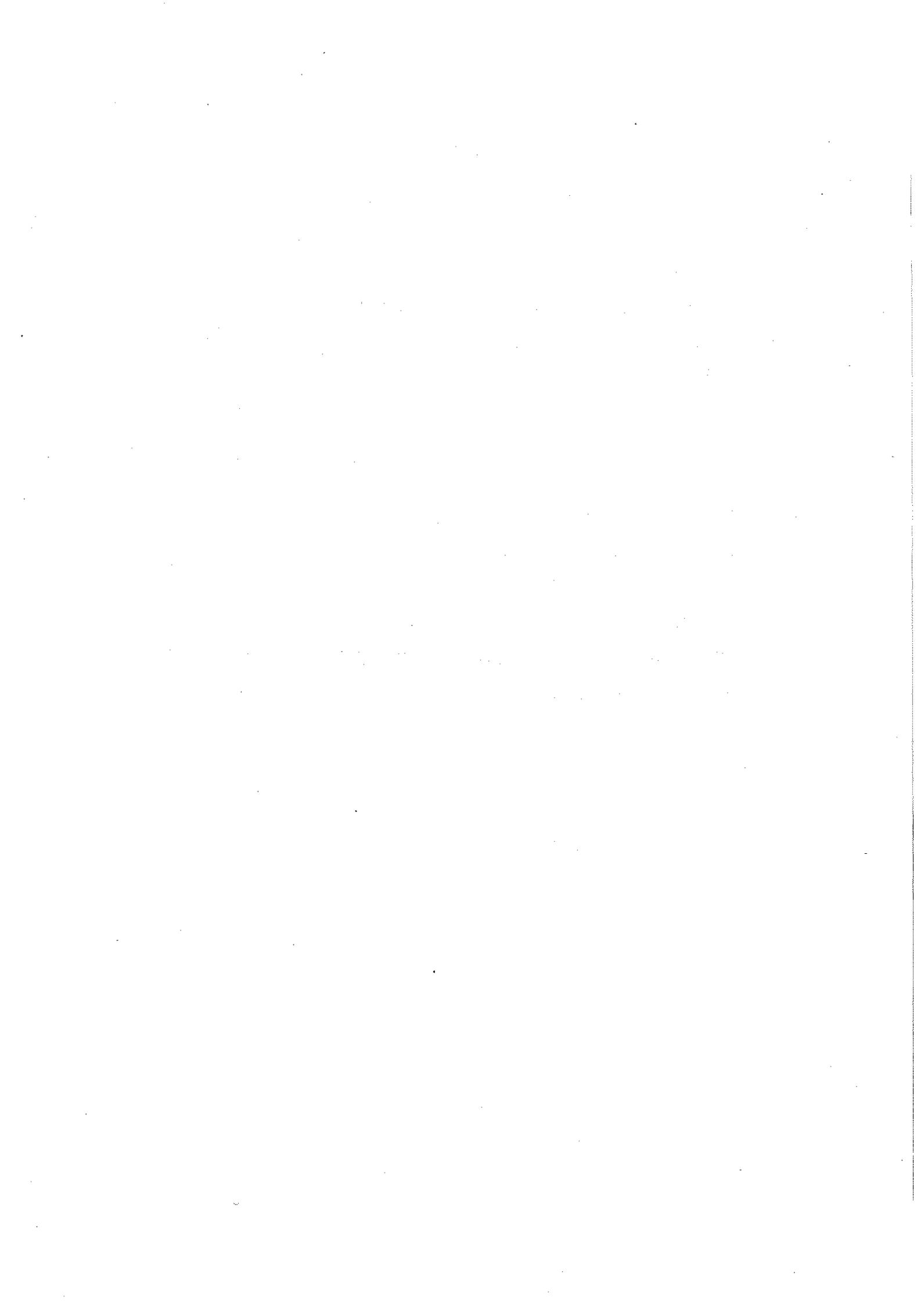
名古屋市長 河 村 たかし

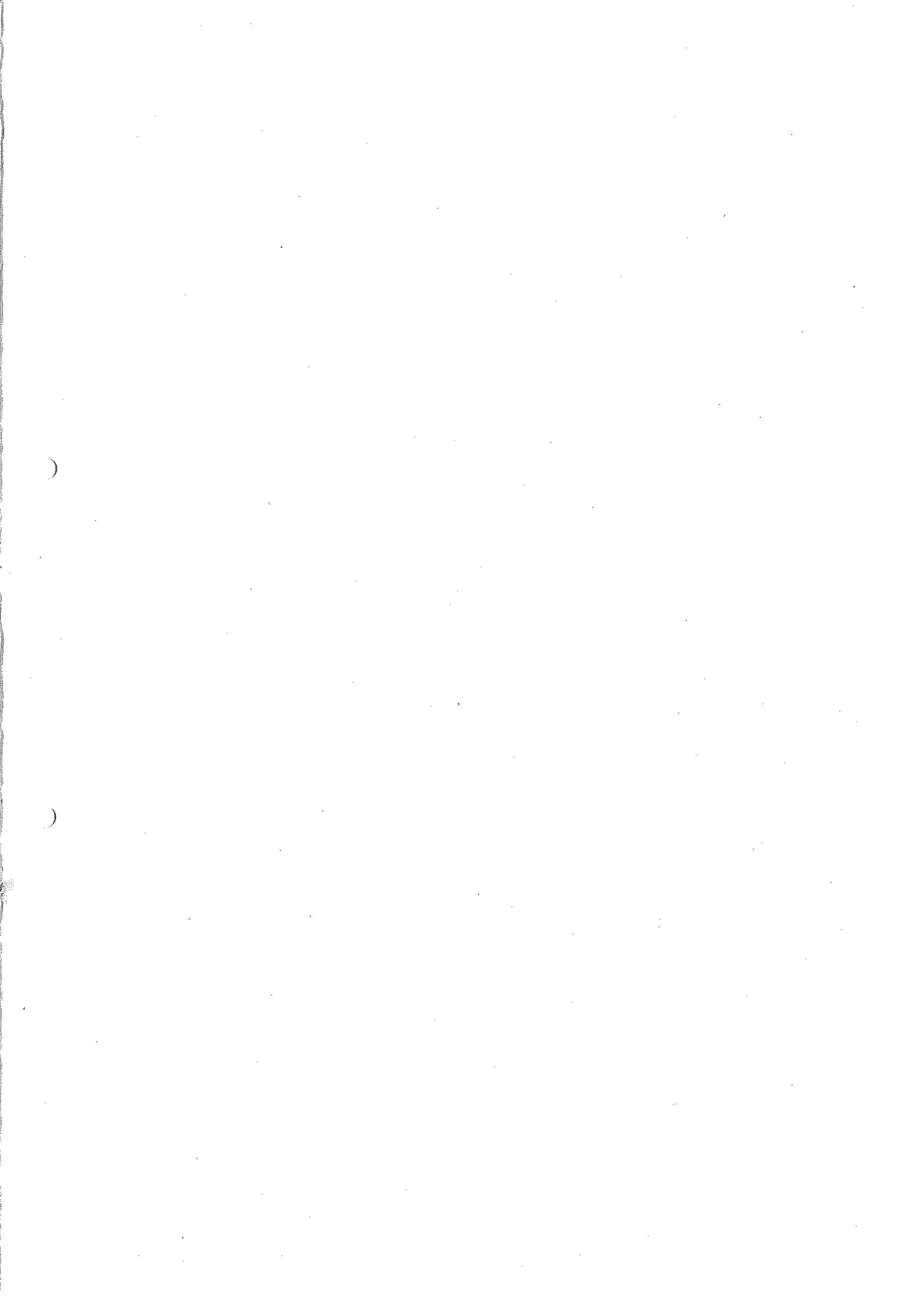
記

1 発 売 総 額 300 億円以内

（理 由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。





この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。